

第5章 役割分担及び推進体制

1 役割分担

樺野川流域において、地域の実情に応じた特色のある豊かな流域づくりを進めていくためには、上流域の森林から、中流域の農地・市街地、下流域の干潟や海に関わりのある、住民、事業者、関係団体、大学等研究機関、関係市町、県等の全てが、それぞれの役割分担に応じて、連携・協働のもとに、自主的・積極的な行動を実践していくことが求められています。

ここでは、住民、事業者、大学等研究機関、関係市町、県等のすべての役割を示します。

(1) 県の役割

県は以下に示す役割のもと、第4章に掲げる関連プロジェクト等を進めることとします。

- ①豊かな流域づくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、県の事業を実施し、市町等が行う施策を支援します。
- ②流域住民、事業者、NPO、大学等研究機関、関係市町等との協働・連携を図るとともに、樺野川流域の健全な水循環と、それを支える循環・共生を基調とした持続可能な地域社会システムづくりや必要な社会資本の整備を進めます。
- ③流域住民、事業者、NPO等の自主的・積極的な行動を促進するため、環境学習・環境教育の推進、豊かな流域づくりに関する意識の啓発や活動への支援、情報の提供等の施策を講じます。
- ④豊かな流域づくりに繋がる、地産・地消の促進、地域産業の活性化等に係る施策を進めます。
- ⑤産学公が協働・連携し、水循環、森林保全、川づくり、干潟再生、漁場保全、生物多様性の確保、流域の歴史・文化等に係る調査・研究等を推進します。
- ⑥地域通貨等を活用し、産学公の協働・連携や上中下流の連携など、流域連携のしくみづくりに係る施策を推進します。
- ⑦事業者として、その負荷を軽減するため、環境に配慮した事業活動を積極的に行います。

(2) 関係市町の役割

関係市町は以下に示す役割のもと、第4章に掲げる関連プロジェクト等を進めることとします。

- ①関係市町は、必要な条例の整備等を行い、住民、事業者、大学等研究機関、県と協働・連携して、樺野川の豊かな清流の総合的な保全を進めます。
- ②地域特性に応じた豊かな流域づくりの推進に関する施策を策定するとともに、市町の事業を実施し、県が行う施策に協力します。
- ③地域における住民、事業者、NPO等との協働・連携を図るとともに、住民に最も近い行政の立場から、豊かな流域づくりの推進のためのきめ細かな施策を講じます。
- ④住民、事業者、NPO等の自主的・積極的な行動を促進するため、地域特性に応じた環

境学習・環境教育の推進、豊かな流域づくりに関する意識の啓発や活動への支援、情報の提供等の施策を講じます。

- ⑤地域特性に応じた豊かな流域づくりに繋がる、地産・地消の促進、地域産業の活性化等に係る施策を進めます。
- ⑥豊かな流域づくりに繋がる産学公協働・連携による調査・研究等へ積極的に取り組み、参加します。
- ⑦事業者として、その負荷を軽減するため、環境に配慮した事業活動を積極的に行います。

(3) 事業者の役割

- ①自らの事業が流域環境に負荷を及ぼしていることを認識し、その負荷を軽減するため、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組みます。
- ②豊かな流域づくりに繋がる環境保全・美化活動等をより積極的に取り組みます。
- ③地域住民、NPO等の環境保全活動等を積極的に支援します。
- ④県や関係市町の豊かな流域づくりに関連する施策等へ積極的に協力します。
- ⑤事業者間においても、協働・連携による豊かな流域づくりに繋がる積極的な取り組みを行います。
- ⑥地域における豊かな流域づくりに係る行事等へ積極的に参加します。
- ⑦豊かな流域づくりに繋がる産学公協働・連携による調査・研究等へ積極的に参加します。

(4) 住民の役割

- ①自らが流域環境に負荷を及ぼしていることを認識し、その負荷を軽減するため、環境に配慮した生活や行動を自主的・積極的に行います。
- ②自ら豊かな流域づくり等について学び、理解を深めるとともに、県や関係市町が実施する施策に協力します。
- ③環境保全活動、美化活動等地域における豊かな流域づくりに係る行事へ積極的に参加します。
- ④豊かな清流や流域を後世に引き継ぐために、環境に配慮した生活、水質保全活動への協力など、一人ひとりの着実な取り組みを行います。

(5) 民間団体・NPOの役割

- ①自らの活動や取り組みが流域環境に負荷を及ぼしていることを認識し、その負荷を軽減するため、環境に配慮した取り組みを積極的に行います。
- ②県、関係市町、事業者、流域住民と協働・連携し、豊かな流域づくりのための活動を推進します。
- ③豊かな流域づくりに繋がる環境学習や流域住民、事業者等に対する普及啓発活動を自主的・積極的に行います。
- ④関係団体間においても、流域内における協働・連携を進めるためのネットワークの形成等に積極的に取り組みます。

- ⑤県や関係市町の豊かな流域づくりに関連する施策等へ積極的に協力します。
- ⑥豊かな流域づくりに係る行事等へ積極的に参加します。
- ⑦豊かな流域づくりに繋がる産学公協働・連携による調査・研究等へ積極的に参加します。

(6) 大学等研究機関の役割

- ①自らの事業や取組みが流域環境に負荷を及ぼしていることを認識し、その負荷を軽減するため、環境に配慮した取組みを積極的に行います。
- ②産学公の協働・連携による、水循環、森林保全、川づくり、干潟再生、漁場保全、生物多様性の確保、流域の歴史・文化等に係る調査・研究等へ参画し、そのリーダーシップを発揮します。
- ③県、関係市町、事業者、流域住民、団体・NPO等の協働・連携による豊かな流域づくりのための施策、活動等に係る積極的な提言等を行います。
- ④豊かな流域づくりに繋がる教育や流域住民、事業者等に対する普及啓発活動を自主的・積極的に行います。
- ⑤大学等研究機関間においても、豊かな流域づくりや流域連携を進めるためのネットワークの形成等に積極的に取り組みます。

2 推進体制

(1) やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会

榎野川流域において、上流域の森林から、中流域の農地、市街地、下流域の干潟や山口湾に至るまでの流域全体を捉えて、流域住民、事業者、関係団体、NPO、大学等研究機関及び行政が協働・連携しながら、地域の実情に応じた特色のある流域づくりを推進するために、産学公からなる「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」を設置しており、当委員会を推進母体として、榎野川流域循環共生プロジェクトの実施に関する調整、進行管理等を行うとともに、各主体間の協働・連携を図っていくこととします。

また、推進委員会の下部組織として、地域通貨等循環促進小委員会、干潟再生小委員会等を設けるとともに、既存のNPO・民間団体等との協働・連携を図りながら、豊かな流域づくりを推進します。

(2) 榎野川流域連携ネットワークとの協働・連携

榎野川流域内で活動しているNPO、民間団体等が中心となり、豊かな流域づくりに関心を持つ住民、事業者、団体等が自由に参画できる組織「榎野川流域連携ネットワーク（仮称）」を形成するとともに、その拠点となる「流域交流センター（仮称）」の設置を目指しつつ、やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会との協働・連携を図りながら、豊かな流域づくりを推進します。

なお、推進体制のイメージ図を図5・1に示します。

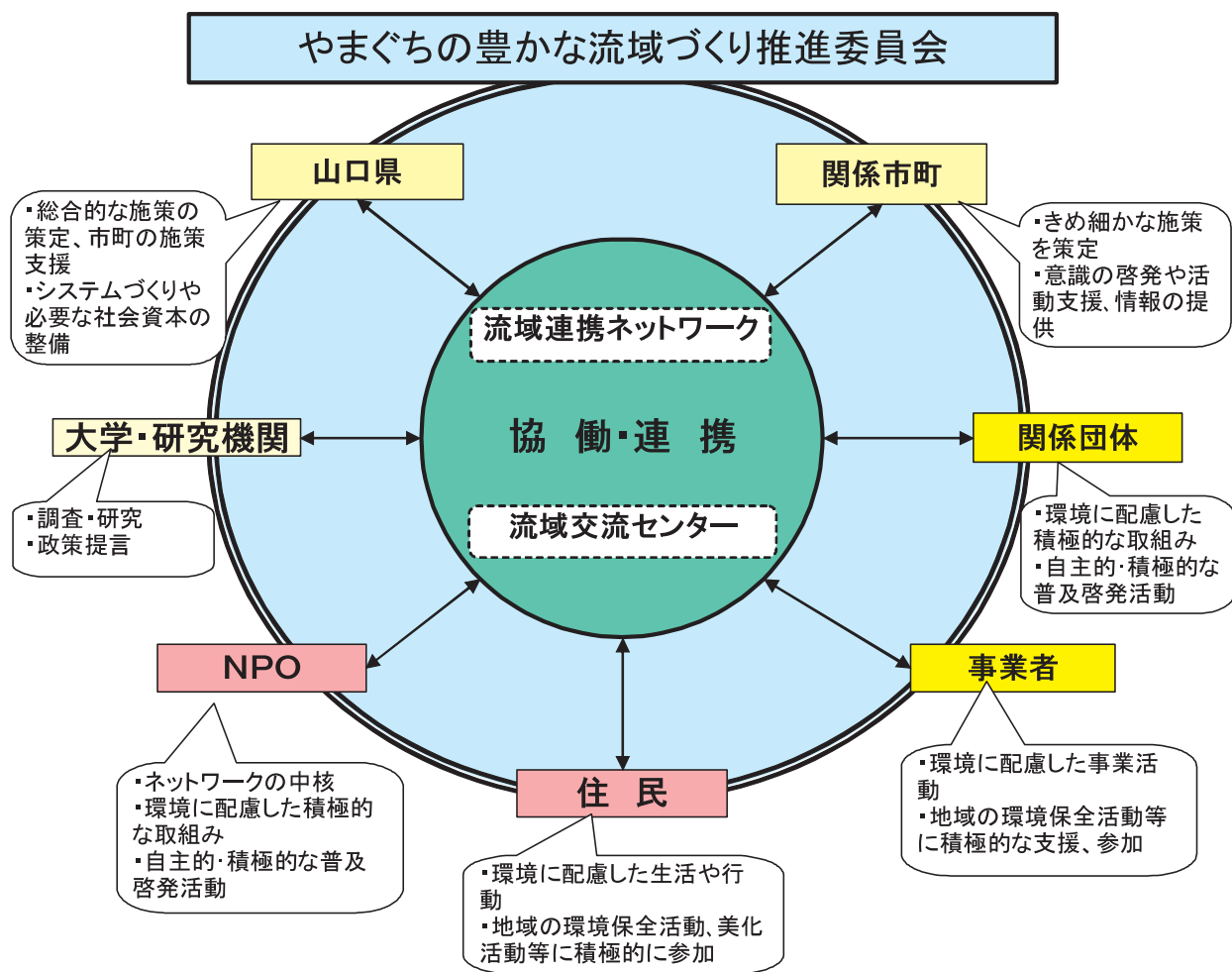


図 5-1 構想の推進体制

3 進行管理

県は、本構想に掲げるプロジェクト（主な取り組み）や各主体のモニタリング等の実施状況等について、定期的に把握・評価し、その結果を「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」等に報告するとともに、「山口県環境白書」「山口環境ホームページ」等を通じて県民、事業者、NPO 等へ公表し、広く意見・提言を求めながら、構想の進捗状況などの管理を行います。

また、社会情勢の変化、水環境保全技術の進展、新たな制度の創設等豊かな流域づくりの観点から本構想を変更する必要がある場合は、当推進委員会において検討し、より良い構想に変更することとします。